

第22回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年4月30日（水） 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 11名

1 番 妹 尾 伸 二

2 番 嵯 峨 弘 巳

3 番 押 切 秀 志

4 番 新 井 功 仁 恵

6 番 阿 部 栄 子

7 番 篠 原 弘

8 番 齋 藤 晃 佳

9 番 谷 口 正 明

10 番 宮 崎 義 幸

11 番 工 藤 均

12 番 百 々 栄 二

4 出席職員 3名

事務局長 酒 井 美 和 子

農政係長 埴 見 堅

農地係 前 田 一 成

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願いについて |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 10 | 議案第 5 号 | 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について |
| 日程第 11 | 議案第 6 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について |
| 日程第 12 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第22回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ11名の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本総会で会長が欠席していることから、農業委員会会議規則第6条第2項の規定により「会長が欠けたとき又は会長事故あるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と規定されていることから、嵯峨職務代理が本総会の議長を務めます。

それでは、開会にあたり職務代理よりご挨拶をいただきます。

議長

皆さんおはようございます。局長よりお話ありましたとおり、会長が入院中で不在でありますので本日の総会は、私が進行させていただきます。不慣れなため皆様には大変ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、皆様のご協力のもと無事総会を終了させたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

皆様におかれましては季節柄、春の管理作業の真っ最中ということで、大変お忙しい中本総会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、巷ではゴールデンウィークこれからが本番ということで、都府県的高速道路等で大変悲惨な事故も多々見受けられております。本町におきましても観光客等、車の往来が増えてくると思われますので、皆様にも農作業で国道等の走行の際、また出かける際には交通事故等に十分注意されて、怪我等のないようにさせていただきたいと思えます。

本総会には、議案を6件提案させていただいております。慎重審議をお願いし開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、8番齋藤委員、9番谷口委員を指名いたします。

つづきまして

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

4月10日～11日、「令和7年度釧路地方農業委員会連合会通常総会及び令和7年度地区別農業委員会会長・事務局長会議」並びに「令和7年度釧路地方農業委員会事務局協議改定期総会」が標茶町で開催され、嵯峨職務代理と私と埴見係長が出席しております。

4月16日、「令和7年度浜中町林野火災予防消防対策協議会」が茶内コミュニティーセンターで開催され、埴見係長が出席しております。

4月22日、「土地の現況証明願いに係る現地調査」を〇〇〇〇地区で実施し、妹尾委員、宮崎委員、工藤委員、事務局2名で現地調査を行っております。

対象地については、〇〇〇〇氏所有の土地でございますが、対象地を売買するにあたり登記簿地目の変更を行うための現地確認でございます。

詳細については、議案第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

4月25日、「農地部会現地調査」を〇〇地区と〇〇〇地区で実施し、農地部会委員6名と事務局2名で現地調査を行っております。

対象地については、〇〇地区は〇〇〇〇氏、〇〇〇地区は〇〇〇〇氏所有の土地でございますが、〇〇さんからは売買、〇〇さんからは賃貸借の申出があり、それぞれ現地調査を行ったところでございます。詳細については、来月の総会でご報告申し上げます。

4月28日、「浜中町就農者研修牧場第21回定時株主総会」が浜中町農協で開催され、嵯峨職務代理と埴見係長が出席しております。

4月28日、「第1回農政部会」を開催し、農政部会委員5名と嵯峨職務代理、事務局3名が出席しております。

広報はまなか6月号に掲載する記事と農業者年金協議会主催行事及び来月総会で提案予定の農地利用最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表について協議を行っております。

以上、会務報告の説明を終わります。

議長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各委員

(なしの声)

議長

ないようなので、これで会務報告を終了します。

日程第6 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第 1 号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第 9 の 4 の（４）の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員 3 名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、1 件の現況証明願でございますが、浜農委 7－1 号の願い出人は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は西円朱別西〇〇線〇〇〇番〇、ほか〇〇筆、面積〇万〇、〇〇〇．〇〇㎡で、登記地目変更後に売買を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、妹尾委員、宮崎委員、工藤委員、事務局 2 名により 4 月 22 日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとのご判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

前田主事

（詳細説明するも省略）

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

各委員

（なしの声）

議長

特にないようなので、これから議案第 1 号の質疑を行います。
浜農委 7－1 について、質疑ありませんか。

各委員

（質疑なしの声）

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、浜農委 7－1 を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

（異議なしの声）

議長

異議なしと認めます。
よって、浜農委 7－1 は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 2 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長 議案第 2 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第 18 条第 1 項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第 2 号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より 6 ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第 6 項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、1 件の届出でございますが、整理番号 1 は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は西円朱別西〇〇線〇〇〇番〇、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇〇月〇日から令和〇〇年〇月〇〇日までとなっており、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係 長 (詳細説明するも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第 2 号の質疑を行います。
本案について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第 2 号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、売買による権利の移転1件、賃貸借による権利の設定1件の許可申請でございますが、整理番号1は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は西円朱別西〇〇線〇〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇. 〇〇㎡で、この土地を西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に売買による権利の移転、整理番号2は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は茶内西〇〇線〇〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇, 〇〇万〇, 〇〇〇. 〇〇㎡で、この土地を、西円朱別西〇〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

前田主事

(詳細説明するも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当委員より補足説明を受けます。

整理番号1、2について、1番妹尾委員、お願いします。

妹尾委員

整理番号1番の補足説明をさせていただきたいと思います。〇〇氏が離農するということで、以前から草地を貸していた〇〇〇〇〇に買っていただきたいということで、ほかにもほしいという方が居たかも知れませんが、3条の要件を満たしておりますし、〇〇〇〇〇は労働力的にも何ら問題のないということで、許可することに問題はないと思います。

続きまして、整理番号2ですが、〇〇〇〇氏が10月で営農を中止したいため、農場の施設ごと売却したいということで、居抜きで買ってくれる人を探していたところ、〇〇氏が買いたいということで手を挙げた。地域で協議しましたが、まとも

	らないため、とりあえず3条で5年間の賃貸借と言うことで落ち着きました。5年後売買するときには、また問題が生じることと思いますが、〇〇もオーケイを出したので、3条の要件も全て満たしているので、問題ないと思います。
議 長	ありがとうございました。 これから議案第3号の質疑を行います。 整理番号1について、質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号2の質疑を行います。 質疑ありませんか。 12番百々委員。
百 々 委 員	〇〇〇町という土地の面積を1件の農家に貸すと言うのは、多すぎるような気がするのですが、いずれここは新規就農が入る前提でこうなっているのか。 〇〇さんは、2年前にも〇〇〇〇〇さんのところを所有してますよね、労働力を考えたときに〇〇〇町というのは、多いような気がしますが大丈夫なのでしょうか。 〇〇地区のほかにも土地のほしい人が居る地区なので、その辺は考えなかったのか。
妹 尾 委 員	〇〇地区で協議しましたが、〇〇さんが〇〇さん以外に売りたいくない、これが第一条件です。集積で新規就農者に居抜きでやろうと話をしたときに、そうすると複数人ほしい人が居るので、手を挙げられるとそれは困るということで3条しかなかった。とりあえず〇賃貸借と言うことで、〇年後売買でも〇〇には売らないようです。〇〇さん以外の選択肢がなく、本人は10月に辞めると言うのも譲らず、調整がつかないので3条でやるしかないと言うのが本音で、〇〇さんは〇さんの〇か〇〇かは分かりませんが、〇〇〇の人が居てその人が従業員を連れて牧場をやるそうです。それにおいても不確定要素がありますし、〇〇〇〇〇さんの所を買った時も3条でやらざるを得なくやっている、それも5年後農地買い取り、はたしてそんなに買えるのかと言う話もありますけど。とりあえず許可要件を満たしているので、断る術もないのが現状です。
百 々 委 員	〇〇さんの〇さんもそこで就農する可能性もあるということですか。
妹 尾 委 員	可能性はあります。

議長 ほかには質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告
についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、
提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であつて、農地若しくは採草放牧地
を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養
畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の
状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」と
されており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められてい
る農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、1点目の「形態要件」として、株式会社、有限会
社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、2点目の「事業要
件」として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であり、そのう
ちの売上が全体の50%を超えているか、3点目の「構成員・議決権要件」として、
農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決
権の2分の1を超えているか、4点目の「役員要件」として、役員の過半が年間1

50日以上農業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事しているかとなっております。

本案は7件の報告でございますが、整理番号1は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号2は、霧多布西〇丁目〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号3は、西円朱別西〇〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号4は、姉別〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号5は、茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号6は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号7は、根室市昆布盛〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。

いずれも別記様式「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、「形態要件」、「事業要件」、「構成員・議決権要件」、「役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われますので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明するも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第4号の質疑を行います。
整理番号1について質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。
質疑ありませんか。

1番妹尾委員。

妹 尾 委 員

全体通してなんですが、1番の〇〇〇さんは、関係資料でいつからいつまでと言う報告書になっているのですが、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇〇〇、あと〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇なんかは、いつからいつまでと言う様式にはなっていない、様式の違いを教えてください。様式5号で2種類あるということですか。

事 務 局 長

様式の違いは、どちらも農林水産省で出しているひな形を基にしています。日付が入っているのは、旧様式で日付が入っていない様式に改正されました。日付は入っていてもいなくてもどちらでも構わないです。

議 長

ほかに質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号6の質疑を行います。
質疑ありませんか。

1 番妹尾委員。

妹 尾 委 員

〇〇〇〇〇〇〇〇〇として、確定申告していないと報告があったのですが、
前回は〇〇〇〇〇として確定申告して、今年は〇〇〇〇として確定申告したと言
うことなんですか。

事 務 局 長

ご質問のとおりでございます。会計事務所を今回変えたそうです。
前の税理士は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇のまま申告をするように指示したようで、
今回代わった方は、資産を見たところ〇〇〇〇さん個人の資産を会社名義に変えて
いなくて、会社として何も資産がない状態で、会社として収益上げるのはおかしい
と思います、個人名で確定申告を行ってくださいと指示があって、今回個人で申告
したので、会社としての収入はありませんと〇〇さんの方から説明をもらっており
ます。〇〇にも確認しましたら特に経営状態は問題なく、経営が危ないからという

事務局内部でも協議したんですが。このまま資産を会社に移さないとなったら、来年も個人名で申告になるよねと、そうなったら〇〇さんはただ会社を持っているだけで、牧場経営は個人でやっているようなものだよね。そうなったら〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は農地所有適格法人でなくなると。ただし〇〇が言うには、経営が悪いわけではないから会社をたたむ予定はないと言っています。農業委員会の扱いとしては、資産をきちんと会社の方に移行してもらうか、その手続きを行わないで、個人で申告を続けるのであれば、現在〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇として土地を使用貸借している土地〇〇〇〇さん個人の名義ということで、その手続きを元に戻すかのどちらからかだと考えています。これは〇〇さん、ご本人と、これから話ししていかなければいけないことになるかと思うのですが、今申し上げたように資産を会社名義にしてもらうか、個人として申告を続けるのであれば、土地を元に戻すかのどちらかになるかと考えています。

議	長	農地所有適格法人は、農業収入５０％以上と言う要件がある、それに該当しなくなると言うこと。このままで続いているならば、農業委員会としても〇〇さんにきちんとした資産の移動をしてくださいと、指導をしていきます。
---	---	--

事 務 局 長	農業委員会としては今後、農地所有適格法人の要件を満たすように、資産を整理してくださいと指導をします。指導してそれに応じなければ、次回外していく形になるかと思います。
---------	--

事務局長 | 会社名義で農地を貸借しているので、個人名義に代えてもらいます。

事 務 局 長	要件を満たしていないので満たすように指導していきます。会社はたたむつもりはないようなので、会社としてきちっとしてくださいと話していきます。それに応じないようであれば農地所有適格法人から外れてもらい、〇〇さんは個人経営の牧場
---------	---

としてやっていく形になると思います。

議長

指導のもとまた同じように収入〇で上がってくるのであれば、農地所有適格法人としての、体をなさないの、許可は出せませんとするのが妥当かどうか、そのまま収入〇のまま法人として成り立っているかと言えばそれは認めることができない、〇〇さんに指導していくということによろしいでしょうか。

宮崎委員

農地所有適格法人の要件を確認するのが農業委員会ということで、満たしていなかった場合は、総会で可決しませんよということでもいいのですよね。確認だったのですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇として、農地を持ってなくても、法人は存在してても構わないということですね。

今、〇〇さん現状では個人で酪農をやっている分には何の問題もない状況だから、それを選ぶのは〇〇さんですね。

資産を持っていないから云々と、その辺はちょっと私も税理士でないのでもいえないのですが。通常法人立ち上げたときに、酪農家さんって、皆さんじゃあ会社に移してるかって言ったら、移していない。農地を使用貸借しているし、施設も使用貸借している現状で。なんで出来ないのかなとそこは、疑問なんですけど。

ちょっとインボイスの絡みもあって、色々めんどくさいというのはちょっと聞きました。インボイスも始まって売り手、酪農家さん牛売ったりなんなりという時に相手方が経費にできないという問題もあるので、その辺で〇〇さんに名義を変えたっていうのは、聞きました。

妹尾委員

〇〇〇〇〇でインボイス登録してないのか。

宮崎委員

しようとした、農協実績でできないので、〇〇さんの名前に変えた。〇〇〇〇〇でやってたけど〇〇さんに戻したって、乳牛の動きでいえば。

農業委員会としては、農地を所有できる法人でありますよっていうのを確認することですね。これは満たしていないからだめですよっていうのは本人に話をすることですね。

事務局長

はい。話をして指導していきます。

議長

ほかに質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号7の質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番阿部委員。

阿 部 委 員

工事が始まったのでちょっと見てきたのですが、工事の作業をするところで、ドラム缶にごみを捨てて焼却している様子があったんですが、そういうことっていうのは、禁止されていると思うのですが、農業委員が指摘することなのかどうなのかっていうことはよくわからなかったもので、総会の時にお話しさせていただきました。

農業委員として見に行ってそれがあったのでどうしたら良いか、どこに連絡したらよいかわからなかった。

議 長

先日、林野火災の会議もありましたので、農林課に報告しておきます。

ほかに質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第 4 号を採決いたします。お諮りします。

整理番号 1 は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号 1 は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号 2 を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号 2 は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号 3 を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 3 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 4 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 4 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 5 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 5 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 6 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 6 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 7 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 7 は、原案のとおり可決されました。
事 務 局 長	日程第 10 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 農業経営基盤強化促進法第 16 条では、「農業委員会は、認定農業者又は認定就農者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出があつた場合には、当該

申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案は、売買1件、による利用権設定の申出でございますが、整理番号1は、茶内東〇線〇〇番地、〇〇〇氏より、所有農地〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇. 〇〇㎡について、売買による利用権の移転でございますが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明するも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番齋藤委員。

齋 藤 委 員

航空写真で見たときに〇〇番と〇〇番の間の土地と〇〇番と〇〇番の間の畑になってる赤線に入っていない土地は、売買したときはどうなるのか。〇さんの土地ではないのですか。

議 長

赤枠の中が〇さんの土地で、何もない部分は、道路用地となっている。

齋 藤 委 員

買い取る人にもその説明はされているのか。個人の土地ではないですか。

議 長

赤枠の中が〇さんの所有農地となっています。畑の中に道路用地があるため、畑として使用しています。個人の土地ではなく行政が所有している土地です。ほかにもこういう事例があり、畑の中にある土地については、一体的に使用している状況です。

よろしいでしょうか。

齋 藤 委 員

はい。

議 長

ほかに質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

各 委 員

議 長

各 委 員

議長

事務局長

前田主事

(詳細説明するも省略)

議	長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから議案第 6 号の質疑を行います。 質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第 6 号を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。 日程第 1 2 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。
事 務 局 長		次回総会について、5 月 2 7 日、火曜日、午前 1 0 時 0 0 分からを提案します。
議	長	事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、5 月 2 7 日、火曜日、午前 1 0 時 0 0 分からということでよろしいでしょうか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議がないようなので、次回総会日程については、5 月 2 7 日、火曜日、午前 1 0 時 0 0 分からに決定いたしました。 以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。 これで、第 2 2 回浜中町農業委員会総会を終了いたします。 ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前 1 1 時 4 2 分

上記会議の顛末を記載し相違なきことを証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白 川 英 之

浜中町農業委員会

8 番 齋 藤 晃 佳

浜中町農業委員会

9 番 谷 口 正 明